

しろあとだより

第16号
2018年3月
高槻市立
しろあと歴史館

檜田における亀山藩の「松茸献上」について

西本 幸嗣

はじめに

本市北部の檜田地域は、江戸時代、田能・中畑・二料・出灰・杉生の五つの集落からなり、丹波国桑田郡の一部で、亀山（亀岡）藩の領地であった。明治二十二年（一八八九）の町村制の実施で各村を大字とし、「檜田村」と称した。しろあと歴史館では、平成三〇年（二〇一八）企画展「檜田 丹波の山村と仏像・信仰」の実施にむけて、地域に残る文化財や民俗行事の調査を行ってきた（一）。

庄屋文書もいくつか伝来しており、古文書から、木材の切り出しや、石灰焼き、亀山藩への松茸献上など、豊かな自然とともに共存してきた山村の人びとの暮らしをみるることができる。

亀山藩には領内で採れた松茸の一部を藩に献上させ、優品を徳川將軍家に上納する「献上松茸」の制度があった。ここでは、檜田地域の庄屋文書から、村で松茸を集め、上納する過程で作成された古文書を紹介したい。

一、杉生の浅野家文書にみる松茸献上

杉生は、江戸時代後期の天保十二年（一八四一）頃で村高約八〇石、家数二〇軒の小さな山村であった。村の庄屋は、代々、浅野家が務めた。約四千年もの庄屋文書が伝来し、現在はしろあと歴史館で寄託を受けて保管している（二）。内容群は、亀山藩からの触書の写しや土地所有、金融等の文書、明治時代以後は戸長文書が中心である。これらのなかに、「松茸」の献上に関する史料が一括伝来している。山村の特徴を表す史料であるため、ここでは、代表的なものを翻刻する（史料の原文翻刻は、次章にまとめた）。

目次

「檜田における亀山藩の「松茸献上」について」 西本幸嗣……………	1
「しろあと歴史館収蔵の煉革製兜について」 千田康治……………	7

享保末年（一七三五年頃）の幕府の「御勝手方御定書」には、各藩から献上される特産物が記載されており、亀山藩では、「二月漬松茸一桶、六月熟瓜一籠、八月山椒一箱、十二月丹波栗一箱」であった。当時は、江戸に送るまで約二週間かかるため、塩で漬けた松茸を搬出していたことがわかる（三）。

さて、檜田地域から亀山藩に献上される松茸は、八月下旬から収穫が始まった。【史料①】は、杉生の庄屋浅野茂藤治が、収穫してきた村人の松茸を受取り、松茸の本数と収穫者名を記載したものである。村人一人あたり一〜三本を献上松茸として提出している。「老本戻り」の文言は、献上に値しない品質であったのかもしれない。また、「上式本」「虫四本」という品質の区別も付けていたことがわかる。この請取帳を集計したものが【史料②】である。日ごとの収穫本数とその品質を列記し、最終的に「八拾式本／内上六拾六本／虫拾六本」の収穫量があった。また、これらの収穫したものを輸送する費用（御運上銭）も計算されている。

亀山藩へは、各村が個々に提出するのではなく、「別院十ヶ村」のまとまりで、献上したようである。十ヶ村とは、檜田の五つの集落に加えて近隣の神原・栢原・小泉・上鎌倉・下鎌倉（いずれも現京都府亀岡市）の村々で、山林利用の組織をつくっていた。【史料③】は、浅野家が十ヶ村をまとめる年当番の役に就いた時にまとめた帳面である。これによると、嘉永四年（二八五二）は百一本の松茸を献上する必要があったことがわかる。また、「内三本／杉生村ヨリ入」「内式本／出灰村江ふり」などと、事前に各村に割り当てた個数が確保できない場合もあり、年当番は、近隣の村から松茸を譲り受けるなど、各村の収穫量の調整を行っている。

村にとって、献上する松茸を確保することは必死であった。他の文書「松茸不作二付御拝借割合帳」では、凶作の時、金銭を支払って、責めを果た

す敵しいものであった。

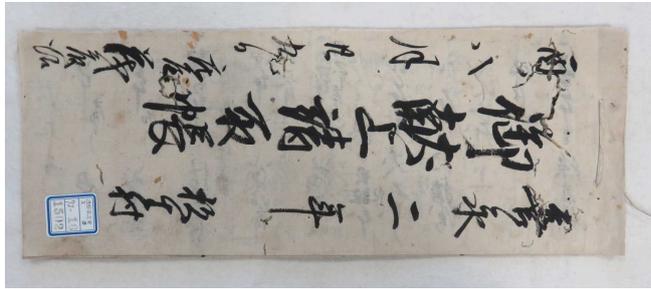
また、【史料④】は、浅野家が亀山藩山方役人に出した嘆願書である。杉生は、矢田宮（現銚山神社・京都府亀岡市）の山続きで亀山城下に近いことから、収穫時期には近隣から盗みに入られる様子を訴えている。亀山藩士までもが盗みにやっつて来て「献上松茸」と主張しても聞き入れてもらえず、困惑していることがわかる。

二、松茸献上の史料（浅野家文書より）

史料①（表紙）

嘉永二年 杉生村
御献上請取帳
西八月廿九日 庄屋茂藤治

- 廿九日
 - 一 式本戻り 五左衛門
 - 一 老本戻り 平助
 - 一 拾式本 佐兵衛
 - 内 十本戻り
 - 一 四本 半治郎
 - 内 二本戻り
 - 一 三本 茂藤治
 - 内 一本戻り 上式本
- 九月朔日 虫四本
 - 一 式本 丈太郎
 - 内 老本戻り
 - 一 式本 仁兵衛
 - 上 三本
- 九月二日 孫左衛門
 - 一 老本



史料① 杉生村御献上請取帳（浅野家文書、個人蔵）

- 一 老本 為蔵
 - 上 式本 上老本
- 三日 虫老本
 - 一 老本 新太郎
 - 一 三本 為蔵
 - 内 老本戻り
 - 一 式本 半治郎
 - 一 老本 紋二郎
 - 一 老本 丈太郎
 - 一 四本 佐兵衛
 - 上 拾式本ノ内 上十一本
- 四日 虫老本
 - 一 式本 仁兵衛
 - 一 式本 丈太郎
 - 上 四本 上
- 五日 平介
 - 一 老本 五左衛門
 - 一 式本 丈太郎
 - 一 式本 佐兵衛
 - 一 三本 紋二郎
 - 一 六本 半二郎
 - 上 拾六本ノ内 上拾四本
- 六日 虫式本
 - 一 老本 佐兵衛
 - 一 老本 与四郎
- 七日 与四郎
 - 上 二本
 - 一 三本 五左衛門

内巻本戻り

一巻本 仁兵衛

一四本 新太郎

一三本 佐兵衛

内巻本戻り 平右衛門

一三本

内巻本戻り 半治郎

一巻本 丈太郎

一巻本

一三本 為蔵

一三本 丈太郎

一三本 上四本

一三本 虫巻本

一巻本

一巻本 紋二郎

十日

一三本 新太郎

一三本 五左衛門

一三本 内巻本戻り 仁兵衛

一巻本 平右衛門

一巻本 紋治郎

一三本 為蔵

一三本 上七本

一三本 虫巻本

十三日

一巻本 半二郎

一巻本 吉右衛門

一巻本 為蔵

一巻本 丈太郎

一四本内 上式本

一四日 虫式本

一巻本 佐兵衛

一三本 上

十五日

一巻本 新太郎

一三本 仁兵衛

一巻本 内式本戻り

一三本上 孫左衛門

一三本 十六日

一三本 平助

一三本 内巻本戻り

一三本上

史料② (表紙)

嘉永二年 杉生村

御献上之御通

酉ノ八月日

九月朔日

一松茸六本之内 上式本

同日 虫四本

同日 上

二日 一同三本

二日 一同式本之内 上巻本

三日 虫巻本

三日 一同拾式本之内 上拾巻本

虫老本

四日

一同四本

上

五日

一同拾六本之内

上拾四本
虫式本

六日

一同式本

上

七日

一同拾三本之内

上拾本
虫三本

八日

一同五本之内

上四本
虫老本

十日

一同九本之内

上七本
虫式本

十三日

一同四本之内

上式本
虫式本

十四日

一同老本

上

十五日

一同三本

上

十七日

一同式本

上

八拾式本

内上六拾六本

虫拾六本

此代老費七百八文

差引四百八文 相渡ス

御運上錢

拾三ノ八百文

一貳百三拾四本 松茸出高

代貳百五拾老匁四分

此割 老貫文二付

拾七匁ツ、

老本二付

老匁老分割

右ハ江ノ割也

一三拾匁五分九厘過

江ヨリ入

一四百八文御上ヨリ入

史料③ (表紙)

嘉永四亥年 別院拾ヶ村

御献上松茸割合帳

十月廿一日 年番浅野茂藤治

田能村

一三貫文

一拾五本

出

内三本

杉生村ヨリ入

内老本

中畑村ヨリ入

八拾九本

代三拾八匁

一四拾四匁四分 懸り

差引

六匁四分不足

中畑村

一五百文

一拾六本

出

内式本

出灰村江ふり

内老本

田の村ふり

引残

拾三本

代式拾六匁

一七匁四分

掛り

差引

拾八匁六分 過

出灰村

一七匁文

一貳本

中畑村ヨリ入

代四匁

一拾匁三分六厘

掛り

差引

六匁三分六厘 不足

二料村

一貳貫文

一拾七本

出

代三拾四匁

一貳拾九匁六分

懸り

差引

四匁四分 過

栢原村

一貳貫文

一貳拾九匁六分

懸り

不足

下鎌倉村

一五百五拾文

一八匁老分四厘

懸り

不足

上鎌倉村

一四百五拾文

一六匁六分六厘 懸り不足

小泉村

一老貫四百六拾文

一拾四本 出

内拾三本 杉生ヨリ入

内三本 神原ヨリ入

ノ三拾本

代六拾匁

一貳拾老匁六分一厘 懸り

差引

三拾八匁三分九厘 過

神原村

一老貫八百四拾文

一拾三本 出

内三本 小泉村ふり

引残

拾本

代式拾匁

一貳拾七匁式分三厘 懸り

差引

七匁式分三厘

不足

杉生村

一 一壹貫三百文
一式拾六本 出

内拾三本 小泉村ふり
内三本 田能村ふり

引残

拾本

代式拾匁

一拾九匁式分四厘 掛り

差引

七分六厘 不足

御運上銭

拾三貫八百文

所江

百壹本 御献上御上納高

代式百四匁

壹貫二付

拾四匁八分宛

史料④ 乍恐奉願上候口上覚

神原村・杉生村両村、山林之儀者、矢田宮山続二而

御城下近地ニ御座候處、年々松茸生立之時分ニ

相成候得者、猥ニ入込、盜取甚難涉仕候ニ付、

山番并持主より色々世話仕候得共、何分

御家中様方御入込被遊候ニ付、両村之儀者、山

中之儀ニ而、年々松茸御上納ニ相立候趣意

申上、段々御断申居候得共、御聞取も無御座

押而御入込被遊候ニ付、山林も荒難涉仕候間、

不得止事、右之段御願奉申上候、尤此俚ニ

差置候而者、御上納之差支にも急度相成候

間、猥ニ入込不相成様、乍恐 御政道被遊被
下候様、奉願上候、此段 御許容被 成下候者、
難有仕合ニ奉存候、以上

杉生村庄屋

浅野 藻藤治

寅八月 右同村 同

田村丈太郎

神原村肝煎

服部五郎祐

右同村肝煎

服部伝之丞

右同村同

服部次右衛門

田渕郷左衛門殿

おわりに

以上のように、藩から檜田地域の山村に課せられた松茸の献上は、まず、
各村単位で収穫し、「上」や「虫」という品質の区別がなされた。その後、
別院十ヶ村で収穫量の調整を行い、藩に搬送されたことがわかる。献上さ
れた松茸は、藩でどのように管理し、江戸へ献上したのか、献上儀礼の過
程も気になるが、今後の課題としたい。

【註】

(1) 展示解説は、高槻市立しろあと歴史館第三十七回企画展リーフレット『檜
田 丹波の山村と仏像・信仰』(二〇一八年、しろあと歴史館)に所収。

(2) 「丹波国桑田郡杉生村 浅野弘之家文書目録」(高槻市史史料目録第十号、一
九八九年、高槻市役所)。

(3) 富井康夫「檜田の献上松茸」『続いにしえ物語』、一九八九年、高槻市役所)。

しろあと歴史館収蔵の煉革製兜について

千田 康治

はじめに

現存する江戸時代後期の兜の中には、鉄製が一般的な兜鉢を煉革(1)で製作したものが多くみられ、他の時代にはみられない特徴である。これは、異国船の到来などにより危機意識が高まり、実用的な甲冑が求められるようになったなか、軽量化によって機動性の向上を目指したためと考えられている(2)。しかし、詳細な検証に基づくものではなく、実態については不明な点が多い。

しろあと歴史館では、江戸時代後期の煉革製兜を三頭収蔵しており、平成三〇年(二〇一八)に開催した企画展「収蔵品に見る幕末の激動と高槻」において展示した(3)。本稿では、その詳細を記すことにより、今後の煉革製兜の研究の一助とするものである。

一 煉革勝色漆塗二十四間星兜(米沢藩主上杉茂憲所用 図1)

本兜は、最後の米沢藩主・上杉茂憲の所用であった縹糸素懸威最上胴具足の兜で、故川口善弘氏から寄贈を受けた「川口コレクシヨン」の一つである(4)。

具足櫃の内側にある貼紙(5)と、上杉家が所蔵する甲冑の記録である『御具足台帳』(米沢市上杉博物館蔵)の記述から、本具足の伝来がわかる。それによると、米沢藩士の中西次郎太・元弥親子が文久三年(一八六三)に製作して同年十二月に藩主上杉斉憲へ献上し、斉憲は子の茂憲に譲った。その後、明治元年(一八六八)十二月に茂憲が家督を継いだ、すでに西洋式軍制に移行していたため、新調せずに既にあった本具足を藩主の甲冑としたのであった。

本具足は、兜、面頬、喉輪、胴、袖、籠手、佩楯、脛当、甲懸からなり、兜だけでなく、全ての構成品が煉革製なのが特徴である。兜の詳細は、次の通りである。

煉革製の鉢には、表面に勝色漆を塗る(6)。間数は二十四間で、形状は鎌倉時代に流行した大円山形を模している。高さは腰卷上から九・三cm、

鉢の径は前後二四・二cm、左右が二四・五cmである。重さは、前立・鍬形を除いて一・七四kgである。外見上は、複数の矧板を繋ぎ合わせたように見えるが、裏側に継ぎ目はなく、一枚の煉革を半球状に打ち出した一枚張筋伏である。鉢裏には金泥で前正中に「八幡大菩薩／天照皇大神宮／春日大明神」、後正中に「文久三年癸亥年／中西次郎太／春恒作」とある。表面には、星を一行につき八点、腰卷上にも一点を打つ。星は上部に打たれたものほど径がわずかに小さくなっていく厘劣りである。篠垂は材質・漆塗とも鉢と同じで前三条、後一条である。後篠垂上に煉革黒漆塗の鐙を打



図1 (左) 縹糸素懸威最上胴具足 (右上) 煉革勝色漆塗二十四間星兜 (右下) 兜から鍬形と前立を外した状態

ち、萌黄色の総角を付す。天辺の座は、葵葉座・裏菊座・小刻み座が煉革勝色漆塗で、玉縁りのみ真鍮製。眉庇も煉革勝色漆塗。シコロは二重シコロ。外側は饅頭形で煉革黒漆塗板札五段縹糸素懸威(7)。吹返は一段で無文。畦目は啄木組。菱縫は一段萌葱糸。内側は三間に割れた下散ジコロで、亀甲金を緞子で包む。鍬形は煉革金箔押し。鍬形台は煉革黒漆塗で唐草文を浮き彫りにし、側面を金箔押しにしている。三光鋌も煉革黒漆塗。前立は木製金箔押し唐獅子。受張は緋色百重刺。忍緒は浅黄色丸紵である。本兜が付す縹糸素懸威最上胴具足は、米沢藩主上杉家初代の景勝、三代の綱勝所用である鉄黒漆塗紺糸緘異製最上胴具足(新潟県立歴史博物館蔵)をはじめ、室町時代後期から桃山時代の上杉家中の甲冑に範をとって製作されている。兜については、二重になったシコロに上杉家の特徴がうかがえる。その一方で兜鉢は、さらに古い鎌倉時代の形式を模している。これは、江戸時代中期以降に流行した、古式甲冑の再現を目指す復古調の影響を受けたものである。漆が厚く塗られており、外見上からは鉄製の鉢とは区別することはできない。

本兜は作者と製作年、伝来が明確であり、資料的価値が高い。

二 煉革錆地漆塗桃形兜 (高槻藩士小宮山家伝来・図2)

本兜は、高槻藩士小宮山家に伝来した紺糸威胸取二枚胴具足(個人蔵・しろあと歴史館寄託)に付するものである。

本具足の櫃は二個一組となっており、それぞれの底板裏面には「元治元年子三月／新調之／箱作人横町戸屋店／張上ヶ塗改置紺屋町三嘉へ／申付ル／高槻家中／小宮山喜清次所持」「元治元年子三月／新調之／箱戸屋店作／張塗改置駕籠職三嘉へ／申付／高槻家中／小宮山喜清次所持」と墨書がある。これから、具足櫃が元治元年(一八六四)三月に新調されたことがわかる(8)。収められた具足は、兜が幕末期の製作とみられることや、吹き返しに据えられた家紋が具足櫃の家紋と一致することなどから、具足の購入に併せて櫃が新調されたと考え、同年を具足の製作年と判断した。本具足の所持者であった小宮山喜清次は、『高槻藩給人帳』(野見神社蔵)によれば、金八両三人扶持であった。嘉永四年(一八五二)に御歩行目付、安政四年(一八五七)に中小姓並、万延元年(一八六〇)に中小姓となった。慶応三年(一八六七)四月には高槻藩が幕府から命じられた洞ヶ峠警備に



図2 (右)紺糸威胸取二枚胴具足 (左上)煉革錆地漆塗桃形兜 (左下)兜を上から見た状態

従事している。具足の製作年と推定される元治元年の時期は、前年に八月十八日の政変、天誅組の変、生野の乱などが起きており、政局が動揺した時期である。高槻藩も、天誅組の変に関連して京都市中での警備等に動員されている。このような状況下で、小宮山喜清次が有事に備えて新たに購入したと推定される。

兜の詳細は、次の通りである。

鉢は、鉄製の腰巻上に、二枚の煉革製板を疋ぎ合わせて頭部を形成している。左右に膨らみを出し、頂部を尖らせた形状が桃の実に似たことから桃形と呼ばれる。煉革の厚さは下端で約4mmである。腰巻は鉄製である。

高さは腰巻上から一四・一cm、前後径が三二・九cm、左右径が二二・五cm。重さは一・七二kgである。眉庇は鉄製で角元を打ち、前立を立てる。前立は高槻藩が使用を定めた金銅製の三角印である。シコロは黒漆塗鉄板札の日根野シコロ三段を紺糸素懸威にしている。拭返には、小宮山家の家紋である五爪に三つ巴紋を据紋している。

鉢全体の表面に錆地漆を塗っており、これは革製であることを悟らせないようにするためと思われる。また、鉢の腰巻は鉄製である点に注目したい。煉革は収縮したり反ったりする場合がある。そのため、鉢の裾部分を一周する腰巻を頑丈な鉄製にすることにより、鉢全体がゆがむのを防いだとみられる。実際、矧ぎ板と腰巻の接合面では、煉革の収縮により隙間が生じた箇所が複数ある。

三 煉革茶漆塗二十四間筋兜（津山藩士内藤家伝来・図3）

本兜は、茶皺革包横白糸菱綴矧桶側胴具足に付属する。しかし、兜と胴以下では、材質、漆塗、威糸などが異なるため、本来は別々に作られた可能性がある。津山藩（岡山県津山市）藩士の内藤家伝来品で、同地出身の市民から寄贈を受けた。

兜の詳細は次の通りである。

鉢は煉革茶漆塗二十四間筋兜。やや阿古陀形になった形状で、高さは腰巻上から一二・〇cm、前後径が二二・八cm、左右径が二一・九cm、重さは一・一九kgである。受張のため鉢裏が確認できなかったため、一枚張りかは不明である。角元を打ち、金箔押しの日輪の前立を付す。眉庇も煉革製だが、左右両端のみ鉄製である。シコロは日根野シコロ五段を紺糸で素懸威にしている。一段目のみ鉄製板札である。これはNo.2の桃形兜の腰巻が鉄製なのと同じく、煉革製の鉢の形状が崩れないようにするためと思われる。二段目以下は、煉革製板札に鉄芯を一本通している。年紀等は無いが、煉革製兜であることから幕末期の製作と判断した。

四 考察

この三点の煉革製兜を観察して、注目した点が二点ある。

① 形状は、既存の鉄製兜のものを踏襲している。

煉革は、鉄と比して自由に造形できるのが長所である。様々な形状があ

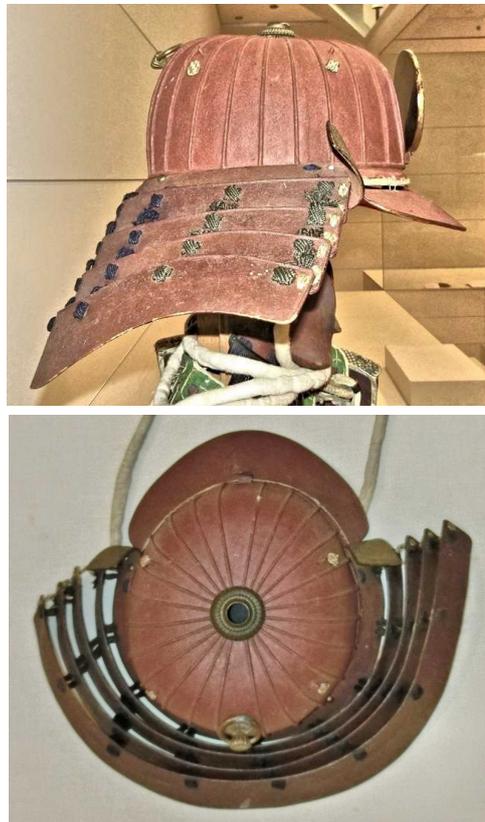


図3 (右)茶皺革包横白糸菱綴矧桶側胴具足 (左上)煉革茶漆塗二十四間筋 (左下)兜を上から見た状態

る「変り兜」では、鉄製の兜鉢の上に和紙や煉革で作った張懸とよばれる造形部分載せる手法が多く行われている。しかし、兜鉢そのものを煉革製にした場合、造形の自由という長所を放棄し、既存の鉄製兜の形状の模倣に留まっている。表面には漆を塗っており、外観上は鉄製と煉革製は判別できない(9)。

② 重量軽減が徹底されていない。

これまで、煉革製兜は重量軽減を目的としたと考えられてきた。実際、江戸時代の兜の重量は、標準的な鉄製鉢で二kg程度、鉄板を厚めにした頑丈なものでは三kgを超えるものあり、それらと比較すると軽い。しかし、No.

2の桃形兜では兜鉢下部に接続するシコロが鉄板札であり、胴も鉄製札を多用しており、重量軽減が主目的と思われる。

笹間良彦は、甲冑師・岩井家が製作した煉革製兜についての解説の中で、岩井家は中世以来、各部品をまとめて一領に仕立てる役割の甲冑師であったという。江戸時代になり、明珍家のような兜鉢を鍛える甲冑師が評価されたことから、岩井家も兜鉢の製作をしたが、鉄よりも煉革の加工技術のほうが得意なため、煉革製兜を製作したという(10)。No.1の星兜は、米沢藩士で御細工組と御小納戸を歴任した中西次郎太・元弥親子が製作している(11)。御小納戸は、通例では小姓に次いで当主の側に仕える役職であることから、中西家は職人ではなく武家であったとみられる。そのため、専門性の高い鍛冶技術が不要な煉革によって製作した可能性が考えられる。

また、No.2の桃形兜のようなシンプルな構造の形式では、煉革製にすることにより一層生産性を高め、低コスト化することができる。

煉革製兜の形状が、既存の鉄製兜の形状の模倣に留まっているのは、技術力や生産性などを理由に鉄製を煉革に置き換え、外観上は鉄製兜と区別できないようにしたためと考える(12)。

おわりに

本稿では、当館が所蔵する江戸時代後期に製作された煉革製兜三頭の観察を行った。その結果、当該期に煉革製兜が数多く製作された理由として、これまでは軽量化が目的であったと考えられてきたが、その目的に合致しない作域のものがあつた。そのため、甲冑師の技術力や生産性など、他の理由にも考慮する必要があることがわかった。今後、さらに多くの作例検討を行い、江戸時代後期に流行した煉革製兜についての研究を進めていきたい。

【註】

- (1) 煉革は、牛の生皮を膠(にかわ)で溶いた水に浸した後、槌で叩いて固めたもの。撓革(いためがわ)とも呼ぶ。
- (2) 山上八郎『日本甲冑の新研究 上・下』(私家版、一九二八年)、笹間良彦『甲冑鑑定必携』(雄山閣、一九八五年)等。
- (3) しろあつ歴史館・今城塚古代歴史館合同企画展「収蔵品に見る幕末の激動と

高槻 開催期間・二〇一八年一月四日～二月二十五日。

(4) 本具足全体の詳細は、高槻市立しろあつ歴史館第16回企画展図録『きらめく☆侍アート〜川口コレクション名品選〜』(二〇一〇年)及び、拙稿「最後の米沢藩主・上杉茂憲の甲冑について」(『甲冑武具研究』第一八八号、一般社団法人日本甲冑武具研究保存会、二〇一四年)を参照されたい。

(5) 「茂憲公御具足ノ此ノ御具足ハ舊藩臣中西元彌自ラ製作シテノ齊憲公ニ献上セシ者ナリ 公之ヲ世子(茂憲公)ノニ進セラル 茂憲公御襲封ノ時王政維新兵制ノ洋式ニ變シ復タ御具足ノ必要ナキニ至リシテ以テノ別ニ御新調ナシノ明治十四年十月十四日 家令謹誌」

(6) 『御具足台帳』には、兜鉢の漆塗を勝色塗と記しており、それに倣った。勝色(かちいろ)は褐色(かちいろ)のことで、黒く見えるほど濃い藍色を指す。この兜鉢の漆塗は、純粹な黒漆塗よりもやや青味がかかっている。

(7) 『御具足台帳』では威毛を全て「勝色糸」としているが、現状では兜鉢の勝色漆とは異なる色で、青味と明度が増した色であることから「縹糸」とした。

(8) この墨書から、櫃自体は高槻城下の横町で作られ、紺屋町の駕籠職人「三嘉」が漆塗を行ったことがわかる。慶応三年(一八六七)に描かれた紺屋町絵図(横山家旧蔵高槻市役所文書No.8)には、「三島江屋嘉兵衛」が記されており、これが「三嘉」の可能性がある。

(9) 永瀬康博は『皮革産業史の研究―甲冑武具よりみた加工技術とその変遷』(御影史学研究会編、一九九二年)において、煉革製兜は水分を多く含むと軟化してしまうため、湿気を防ぐために漆塗が必要であったとしている。

(10) 笹間良彦『日本の名兜 下巻』(雄山閣出版、一九七二年)。

(11) 前掲(4)に同じ。

(12) 他にも、江戸時代中期から中世の甲冑の再現を目指した復古調が流行し、武士の甲冑の好みが保守的になっている中で、新形式を考案するのが忌避されたと考えられる。

発行日 二〇一八年三月十七日 編集・発行 高槻市立しろあつ歴史館

大阪府高槻市城内町一番七号・TEL〇七二(六七三)三九八七

◆ホームページ:高槻市ホームページ「インターネット歴史館」内で掲載

http://www.city.takatsuki.osaka.jp/rekishu_kanko/rekishu/

http://www.city.takatsuki.osaka.jp/rekishu_kanko/rekishu/rekishukan/chosa/shiroato/shiroato_dayori/index.html